

用語解説

【あ行】

用語名	意味
アセスメントツール	個人の状態像を理解し、必要な支援を考えたり、将来の行動を予測したり、支援の成果を調べるための方法等
1歳6か月児健診	母子保健法12条に基づき、満1歳6か月を超え、満2歳に達しない幼児を対象に市町村が実施する健康診査のこと。
インクルーシブ教育システム整備事業	平成26年度から沖縄県内で展開される特別支援教育にかかる新規事業。平成25年度の特別支援教育実践推進事業をベースに管理職悉皆研修、特別支援学級通級指導教室担当者研修、合理的配慮に基づくICT教育推進研修、県立高等学校モデル校指定研修が新たに加わった。
沖縄県障害者自立支援協議会	県に設置され、県全体の障害児者の支援体制の検討や、市町村の障害者の支援体制に対する意見・助言等を行う。構成メンバーは、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係者、企業・不動産関係者、障害者関係団体代表者、障害者等及びその家族、学識経験者等から構成される。
沖縄21世紀ビジョン基本計画及び実施計画	沖縄県では、県民の参画と協働のもと2030年を目途とする沖縄の「あるべき姿」、「ありたい姿」を描いた「沖縄21世紀ビジョン」平成22年3月に策定した。沖縄21世紀ビジョンは沖縄県として初めて策定した長期構想で、県民が描く5つの「将来像」の実現を図る県民一体となった取り組みや、これからの県政運営の基本的な指針となるものであり、沖縄21世紀ビジョンの実現に向け、その基本方向や基本施策を明らかにした「沖縄21世紀ビジョン基本計画」を平成24年5月に策定し、基本計画を推進するアクションプランとして「沖縄21世紀ビジョン実施計画」を同年9月に策定している。
親子通園事業	一般的には、発達に遅れがある子に対して、日常生活の基本動作訓練や集団生活の適応訓練など、早期の療育支援を行うとともに、育児に関する不安を保護者とともに考える子育て支援を目的としている。 対象: 発達が気になる児(障害の可能性のある児)、診断を受けた児(より細やかで専門的な発達支援を必要とする親子)乳幼児健診事後教室の様子を見ながら、親子通園につながっていくケースを想定。 開催: 週1～3日(療育グループ)や毎日のところもある。 職員: 保育士、その他専門職(発達相談員等)

【か行】

用語名	意味
強度行動障害	自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の行動を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと
圏域障害者自立支援連絡会議	各福祉保健所が設置し、管内市町村の障害者の支援体制の課題について意見交換し、県の連絡会議に挙げる事項を決定する。県の自立支援協議会と市町村自立支援協議会のパイプ役としての第一段階の実務者レベルの会議
圏域別研修等事業	発達障害児(者)の支援のひとつとして、各圏域(南部、中部、北部、宮古、八重山)福祉保健所が、各圏域の課題や実状を踏まえた上で、発達障害児(者)支援者等の資質向上や発達障害支援に関する内容の研修等を実施することにより、発達障害児(者)支援体制整備を図ることを目的とする事業
県立高等学校特別支援教育支援員	肢体不自由等やLD、ADHD等発達障害により生活支援、学習支援を必要とする生徒が在籍している県立高等学校へ特別支援教育支援員を配置し、高等学校における特別支援教育の充実に資する事業

【か行】

用語名	意味
子どもの心の診療ネットワーク事業	様々な子どもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、都道府県における拠点病院を中核とし、地域の医療機関並びに児童相談所、保健所、市町村保健センター、要保護児童対策地域協議会、発達障害者支援センター、児童福祉施設及び教育機関等と連携した支援体制の構築を図るとともに災害時に被災した子どもの心のケアを行う体制をつくる事業
子ども・若者総合相談センター	ニート、ひきこもり、不登校等、社会生活を円滑に営む上での困を有する子ども・若者を支援するため、子ども・若者育成支援推進法に基づき設置する総合的な相談窓口
子ども・若者支援地域協議会	ニート、ひきこもり、不登校等、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に行うため、子ども・若者育成支援推進法に基づき設置する協議会
個別の教育支援計画	障害のある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的として作成されるもの。

【さ行】

用語名	意味
3歳児健診	母子保健法第12条に基づき、満3歳を超え満4歳に達しない幼児を対象に市町村が実施する健康診査
支援ファイル	保護者自身がお子さんのプロフィールや関係機関からの支援の状況等を記録し、必要に応じて関係機関に提示することによって、共通理解が深まり、成長過程に応じた一貫した支援が受けられるようにするために作成するファイル等のことを指す。
市町村就学支援担当者連絡会（心身障害児適正就学指導）	障害児の適正な就学指導に向けて、各市町村教育委員会等の就学指導従事者に対して研究協議の機会を提供し、その資質向上及び障害児の就学指導の充実を図る。
児童発達支援	未就学の障害のある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う児童福祉法に基づくサービス
就労支援（障害福祉サービス）	障害福祉サービスの中に、就労移行支援、就労継続支援A型、B型等があり、それぞれサービスの内容が異なる。 ①就労移行支援：有期限のプログラムに基づき、生産活動やその他の活動を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を利用する。 ②就労継続支援A型：利用者と事業者が雇用契約を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練等を利用する。 ③就労継続支援B型：継続した就労の機会の提供を受け、OJT、雇用への移行支援等のサービスを利用する。年齢が高く雇用が困難な障害者も対象となる。
巡回支援専門員整備事業	保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回支援を実施し、障害が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、もって発達障害児等の福祉の向上を図る。

【さ行】

用語名	意味
障害児等療育支援事業	在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児及び発達障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図り、もって、在宅の障害児等の福祉の向上を図ることを目的とする。
市町村地域自立支援協議会	各市町村が設置し、市町村内の障害者の支援体制の検討や、関係機関のネットワーク構築、相談支援事業の運営評価、困難事例への対応協議、調整等を行う。
障害児受入推進事業	障害児を受け入れる放課後児童クラブに対し補助金を支給する事業
障害児就学相談事業	県立総合教育センターに相談窓口を設置し、小中学校に就学予定の障害児とその保護者及び教育関係者に対して、障害のある児童生徒が自立に向けた適切な就学を行うための相談を主とする事業
就業支援基礎研修	沖縄障害者職業センターが実施する就労支援に携わる関係機関(就労移行支援事業所等)の職員を対象に、就業支援の基礎的な知識を持つことを目的とした研修(カリキュラムの「障害特性と職業的課題」「ケーススタディ」の中で発達障害者の特性、職業的課題と支援方法を取り上げている。)
障害者就業・生活支援センター	就業を希望する障害のある人に対して、就職するための相談支援や生活支援を一体的に実施する。
障害者職業生活相談員	「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、5人以上の障害のある従業員が働いている事業所において、厚生労働省が定める資格を有する従業員のうちから障害者職業生活相談員を選任し、職業生活全般における相談・指導を行うよう義務づけられている。
障害者職業生活相談員資格認定講習	沖縄高齢・障害者雇用支援センター(沖縄障害者職業センター雇用支援課)が実施する障害者職業生活相談員として選任が予定されている者等に対して相談・指導にかかる技術的支援事項の習得のために実施する講習(発達障害者の特性と対応に関する講義を実施)
障害者職場適応訓練	障害者等の就職困難者で公共職業安定所長が受講を指示した者に対し作業環境に適応させることを目的として県と事業所で委託契約を締結、事業所で訓練を行う。また訓練終了後は訓練生の当該事業所での継続雇用を期待して実施する。
情緒障害児短期治療施設	軽度の情緒障害を有する児童を短期間入所、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
職業リハビリテーション実践セミナー	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する労働、福祉、医療、教育等の関係機関において2年程度以上の実務経験を有する就業支援担当者に対して、障害別(知的障害・精神障害・発達障害・高次脳機能障害)の就業支援に係る実践力の修得を図るための研修
職場開拓アドバイザー	障害者就業・生活支援センターに配置され、過去のセンターの実績から障害者職域拡大の余地があると考えられる業種等を分析し、それらの事業主に対し障害者雇用の求人を行うよう働きかけるとともに、雇用に当たっての相談や各種助成金活用の助言などを行う。
精神障害者保健福祉手帳	手帳の交付を受けた精神障害者に対する各種の支援策を受けやすくし、社会復帰や社会参加の促進・自立を図ることを目的としており、精神障害のために長期にわたり、日常生活や社会生活への制限を受ける方が対象となる。

【た行】

用語名

意味

地域障害者職業センター

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が各都道府県に設置する機関(障害者職業カウンセラー等を配置し、ハローワーク(公共職業安定所)、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場復帰を目指す障害者、障害者雇用を検討している或いは雇用している事業主、障害者の就労を支援する関係機関に対して、支援・サービスを提供している。

地域特別支援教育総合推進事業運営協議会

発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する特別支援教育を総合的に推進するため、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係部局、大学、親の会、NPO等の関係者からなる協議会

特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導及び支援を行うものである。

特別支援教育支援員

授業担当教員等と連携しながら、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱、言語障害、情緒障害、発達障害等により、教育的支援を必要とする幼児児童生徒を対象に、障害特性等の個々のニーズに応じた学習支援や生活支援を行うことを目的として配置しているものである。配置については、各市町村においては当該教育委員会が、県立学校については県教育委員会が配置している。

特別支援教育コーディネーター

幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校の各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う者

特別支援教育指導資料集

特別支援教育の推進、充実に向けて、各学校における指導の指針となる資料等の発行が求められている。障害理解や指導・支援のノウハウ、実践事例等、学校現場で活用できる指導の手引き等を作成するとともに、周知・活用のための研修会等を企画し、教職員の特別支援教育に関する資質向上を目的とする。

特別支援教育実践推進研修
(H26～:インクルーシブ教育実践推進研修へ)

特別支援教育実践推進事業3つの柱の一つである。全教職員の特別支援教育に係る指導の改善充実を図ることを目的とする。内容は管理職研修、一般教員研修がある。(H26年度からは、「インクルーシブ教育システム整備事業」の一つとして継続)

特別支援教育実践推進事業
([H23～H25)
(H26年度～:後継事業
インクルーシブ教育特別支援教育学校支援事業)

特別支援教育実践推進事業の3つの柱の一つである。関係機関との連携により幼児児童生徒への支援を実施している。内容は、①専門家チーム巡回アドバイザーの派遣②特別支援教育市町村連絡協議会③学生支援員派遣がある。(H26年度からは、「インクルーシブ教育システム整備事業」の一つとして継続)

特別支援教育人材育成研修
(H26～:インクルーシブ教育人材育成研修)

特別支援教育実践推進事業3つの柱の一つである。全ての学校現場の特別支援教育に係る推進役(特別支援教育コーディネーター)の強化で、幼児児童生徒への支援の推進を図る。(H26年度からは、「インクルーシブ教育システム整備事業」の一つとして継続)

【な行】

用語名

意味

乳幼児健診事後教室

一般的には乳幼児健診後の発達が気になる子のフォローや早い段階での支援開始を目的として、読み聞かせや遊びのプログラム等を市町村が主体的に実施しているもの。
対象: 1.6歳児健診で発達していく上で何らかの弱さがあると判断された親子。(保健師判断)
開催: 月1回～週1回(乳児、1歳6ヶ月、3歳児の健診別の開催もあり)
職員: 保健師、保育士、心理士等

認可外保育施設

保育することを目的とした施設で都道府県知事の認可を受けていない施設

認可外保育施設研修事業

県が開催する研修を受講した認可外保育施設に対し、保育材料等の助成を行う市町村を支援する事業

【は行】

用語名

意味

発達障害者支援法

2004年(平成16年)12月に成立し、2005年(平成17年)4月に施行された。法律の目的は、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国および地方公共団体の責務を明らかにし、学校教育における発達障害児への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立および社会参加に資するようにその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することである。この法律でいう「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥/多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものとされている。

発達障がい児(者)支援に関わる医療機関等リスト

発達障害等の方々、身近な地域でより速やかに診察等を受けることができるよう、診断等の医療的対応や診療上の配慮が可能な医療機関の情報をまとめたリスト

ハローワーク

国(厚生労働省)が職業安定法により設置した公共職業安定所のこと。ハローワークでは、求職者への職業相談や職業紹介、雇用保険の各種手続きなどの事務を総合的に行っているが、障害者雇用についても、その促進を図るため、障害のある人の態様に応じた職業紹介や職業指導、求人開拓などを行っている。

ペアレントトレーニング

親が子どもの行動変容における心理やパターンを理解・分析し、問題行動を適切な対応で減少することのできる技術を獲得することを目的としている。

【は行】

用語名	意味
ペアレントメンター	発達障害児(者)の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などの相談・助言を行う者
保育所等訪問支援	障害のある子が集団生活を営む施設に訪問支援員が訪問し、当該施設における障害のある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援・相談などを行う児童福祉法に基づくサービス
放課後児童クラブ	保護者が労働などにより昼間家庭にいないおおむね10歳未満の児童に対し、学校授業の終了後などに小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供する施設
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している概ね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に、児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
放課後等デイサービス	就学している障害のある子どもに対して、学校の授業終了後又は休日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流を促進する児童福祉法に基づくサービス
法定雇用率	障害者の雇用の場を確保するため、常用労働者の数に対する一定割合(=法定雇用率)の数の障害のある人の雇用率を事業主に課す制度
保幼小合同研修会	保育所・幼稚園・小学校の合同研修会を開催することにより、各組織の相互理解を深めることを目的とする。

【や行】

用語名	意味
有所見率	乳幼児健診における精神発達面有所見率は、言葉、多動、自閉的傾向、精神発達遅滞等として、健診の場で医師による判断として出された数値であり、以下の計算により算出している。 ○1歳6か月児健診の有所見率 有所見率(%) = 精神発達(延) / 受診児全数 × 100 ○3歳児健診の有所見率 有所見率(%) = (精神発達(延) + 言語発達遅滞(延)) / 受診児全数 × 100
幼児教育政策プログラム	県教育委員会が関係機関と共に手をつなぎ、満3歳から5歳児の幼児教育の充実を図るための総合的な実施計画のこと。

【ら行】

用語名	意味
療育手帳	本人または保護者からの申請に基づき、児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害であると判定された方に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくすることを目的として交付される手帳